

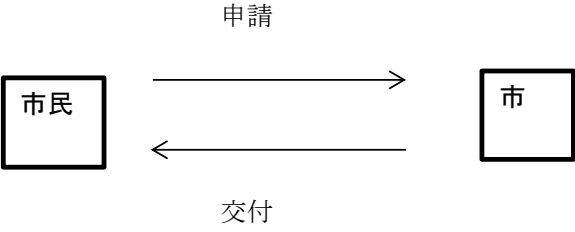
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

|                                                                         |                        |       |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 処 分 名                                                                   | 温泉の使用許可                |       |
| 処 分 の 概 要                                                               | 申請に基づいて、温泉の供給を許可する。    |       |
| 根 拠 法 令 名                                                               | 松山市温泉使用条例(昭和38年条例第26号) |       |
| 条 項                                                                     | 第2条                    |       |
| 所 管 課                                                                   | 観光・国際交流課               |       |
| 経由機関での処理期間                                                              |                        | なし    |
| 所管課での処理期間                                                               |                        | 未設定   |
| 標 準 処 理 期 間                                                             |                        | 計 未設定 |
| 審 査 基 準                                                                 | 未設定                    |       |
|                                                                         |                        |       |
| 【根拠法令等】                                                                 |                        |       |
| 松山市温泉使用条例(昭和38年10月3日条例第26号)                                             |                        |       |
| (目的)                                                                    |                        |       |
| 第1条 この条例は、松山市温泉(以下「温泉」という。)を適正に供給し、もつて観光事業の発展をはじめとする地域の振興に寄与することを目的とする。 |                        |       |
| (使用許可)                                                                  |                        |       |
| 第2条 温泉の供給を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。                                   |                        |       |
|                                                                         |                        |       |
| 松山市温泉使用条例施行規則(昭和39年6月13日規則第50号)                                         |                        |       |
| 第2条 条例第2条の規定により、市長の許可を受けようとするものは、別記第1号様式による温泉使用許可申請書を提出しなければならない。       |                        |       |
| (使用許可証の交付)                                                              |                        |       |
| 第3条 市長は、温泉の使用を許可したときは、別記第2号様式による使用許可証を交付する。                             |                        |       |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。